

(単位：百万円、%)

国際様式 (表 2) の該当番 号	国際様式 (表 1)の 該当番号	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
1a	1	貸借対照表における総資産の額		
1b	3	貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)		
2	7	Tier1 資本に係る調整項目の額 (△)		
3		オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
6		貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)		
8		清算会員である銀行が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額		
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額		
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
単体レバレッジ比率 (5)				

20		資本の額	(ホ)		
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ))	(ヘ)		
22		単体レバレッジ比率	((ホ) / (ヘ))		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 (6)					
		総エクスポージャーの額	(ヘ)		
		日本銀行に対する預け金の額			
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額	(ヘ')		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率	((ホ) / (ヘ'))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 「貸借対照表における総資産の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。
- b 「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- c レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示(レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下この様式において同じ。)第十四条及び第十五条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)」の項には、旧計算告示第十四条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- d 「Tier1 資本に係る調整項目の額 (△)」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

- a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額をいう。
- b レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。
- c 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。
- d レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアドオ

ンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。

- e レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番5と項番6との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第一項第二号に掲げる合計額（gの額を除く。）を記載すること。
- f 「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第六条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。
- g レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番6と項番7との間に「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。
- h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第三項における、CVMpの額を記載すること。
- i レバレッジ比率告示附則第五条の規定により旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）」の項には、同条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。
- j 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）をいう。
- k レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、同条第二項第三号に掲げる合計額（同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）を記載すること。
- l 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第八項の規定により、銀行がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。
- m レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取

引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」の項には、同条第九項の規定により、銀行がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

- a 「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。
- b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。
- b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項、第三項又は第四項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 単体レバレッジ比率

- a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。
- b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

- a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合にあっては、この項全体を削除することができる。
- b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第六条第四項の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。
- c (6) の全ての項につき、「前期末」、「前中間期末」及び「前四半期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(7) その他

- a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表 1 及び表 2 に記載された番号をいう。

- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「－」を記載すること。

(第一面)

(単位：百万円)

項番 (国際様式 (LR1) の該当番号)	項目	当期末	前期末
1	貸借対照表における総資産の額		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)		
5	顧客資産のうち、貸借対照表上に計上されている金額 (△)		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング取引に係る調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8a	デリバティブ取引等に関する額		
8b	デリバティブ取引等に関連する資産の額 (△)		
9	レポ取引等に関する調整額		
9a	レポ取引等に関する額		
9b	レポ取引等に関する額 (△)		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
12	その他の調整項目		
12a	Tier1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
12b	支払承諾見返勘定の額 (△)		
12c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺された額に相当する部分に限る。)		
12d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
13	総エクスポージャーの額		

(注)

- a 項番3「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第五項の規定により自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合において総エクスポージャーの額に算入することとなった額をいう。
- b 項番4「中央銀行預け金に係る除外による調整(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定により総エクスポージャーの額に算入しないこととなった額をいう。
- c 項番6「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第三項の規定により総エクスポージャーの額に算入する有価証券の売買に係る未収金の額が貸借対照表に計上された未収金の額を超過する場合は当該超過する額を加算項目として、不足する場合は当該不足する額を控除項目として記載すること。
- d 項番7「キャッシュ・プーリング取引に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第四項の規定により総エクスポージャーの額に算入するキャッシュ・プーリング取引の額が貸借対照表に計上される当該額を超過する場合には当該超過額を加算項目として、不足する場合には当該不足額を控除項目として記載すること。
- e 項番8 a「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。
- f 項番8 b「デリバティブ取引等に関連する資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第二号に掲げる額をいう。
- g 項番9 a「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番18「レポ取引等に関する額」と一致すること。
- h 項番9 b「レポ取引等に関する額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。
- i 項番10「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番22「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。
- j 項番11「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番5「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」と一致すること。
- k 項番12 a「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番6「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」と一致すること。
- l 項番12 b「支払承諾見返勘定の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第二項第一号に掲げる額をいう。
- m 項番12 c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺された額に相当する部分に限る。)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺された額に相当する部分に限る。)」と一致すること。

- n 項番 12 d 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条一項第二号に掲げる額をいい、第二面の項番 3 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」と一致すること。
- o 項番 13 「総エクスポージャーの額」は、第二面の項番 24 「総エクスポージャーの額」と一致すること。
- p 「国際様式 (LR1) の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR1 に記載された番号をいう。
- q この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- r この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「－」を記載すること。

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際 様式 (LR2) の該当番 号)	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺された額に相当する部分に限る。)		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
4	レポ形式の取引により受領した証券の計上額 (△)		
5	Tier1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
6	Tier1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
7	オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)			
8	デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に算入しないこととした中央清算機関向けエクスポージャーの額 (△)		
11	クレジット・デリバティブその他これに類する取引のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブその他これに類する取引のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
13	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		

17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額 (ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
22	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
単体レバレッジ比率 (5)			
23	資本の額 (ホ)		
24	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
25	単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
26	適用する所要単体レバレッジ比率		
27	適用する単体レバレッジ・バッファ率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 (ヘ)		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ')		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ'))		
平均値の開示 (7)			
28	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 ((ト) + (チ))		
	レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)		
	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値 (△) (チ)		
29	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る四半期末の値		

		((ヌ) + (ル))		
	14	レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値 (ヌ)		
	15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半期末の値 (△) (ル)		
	30	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を総エクスポージャーの額に算入しない 場合) (ヲ)		
	30a	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を総エクスポージャーの額に算入する場 合) (ワ)		
	31	単体レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を総エクスポージャーの額に算入しない 場合) ((ホ) / (ヲ))		
	31a	単体レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額(控除後)に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を総エクスポージャーの額に算入する場 合) ((ホ) / (ワ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 項番1「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第二項の規定により算出した額をいう。
- b 項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺された額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額(相殺された額に相当する部分に限る。）」と一致するように記載すること。
- c 項番3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第二号に

掲げる額をいい、第一面の項番 12 d 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)」と一致するように記載すること。

- d 項番 4 「レポ形式の取引により受領した証券の計上額 (△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる額を記載すること。
- e 項番 5 「Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番 11 「Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)」と一致するように記載すること。
- f 項番 6 「Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 a 「Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)」と一致するように記載すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

- a 項番 8 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額 (RC が同条第三項第二号イに該当する場合にあっては、同号イただし書の規定により算入しないこととした額を含む。)をいう。
- b 項番 9 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額 (PFE が同条第六項第二号イに該当する場合にあっては、同号イただし書の規定により算入しないこととした額を含む。)をいう。
- c 項番 10 「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に算入しないこととした中央清算機関向けエクスポージャーの額 (△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により算入しないこととした額の合計額を記載すること。
- d 項番 11 「クレジット・デリバティブその他これに類する取引のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額 (同条第八項及び第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額を控除する前の額)をいう。
- e 項番 12 「クレジット・デリバティブその他これに類する取引のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第八項及び第九項の規定により、銀行がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額から控除した、当該銀行がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

- a 項番 14 「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額 (同条第二項の規定により現金の

支払債務の額を控除する前の額)をいう。

- b 項番 15「レボ取引等に関する資産の額から控除した額(△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 項番 16「レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引等に関する額

- a 項番 19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額(掛目を乗じる前の額)、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額(掛目を乗じる前の額)及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額(掛目を乗じる前の額)の合計額を記載すること。
- b 項番 20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額(△)」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項から第四項までの規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 単体レバレッジ比率

- a 項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier 1 資本の額をいう。
- b 項番 25 「単体レバレッジ比率」には、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。
- c 項番 25「単体レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定により中央銀行預け金を総エクスポージャーの額に算入しないこととなった場合における第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整(△)」欄に記載の額を控除した額とする。
- d 項番 26「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント又は例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは金融庁長官が別に定める比率を記載すること。
- e 項番 27「適用する単体レバレッジ・バッファー比率」には、レバレッジ比率告示第二条の二の規定により銀行及びその子会社等が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等に対して適用する単体レバレッジ・バッファー比率を記載すること。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

- a レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合にあっては、この項全体を削除することができる。

- b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定により総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。

(7) 平均値の開示

- a 項番 28「レポ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
- b 項番 28「レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値（△）」には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額について、対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
- c 項番 30 及び項番 30a「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番 28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。

(8) その他

- a 「国際様式（LR2）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR2 に記載された番号をいう。
- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「－」を記載すること。

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2) の該当番 号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
1a	1	連結貸借対照表における総資産の額		
1b	2	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)		
1c	7	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)		
1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)		
2	7	Tier1 資本に係る調整項目の額 (△)		
3		オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)		
8		清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額		
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)				

17		オフ・バランス取引の想定元本の額		
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額 (ホ)		
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
22		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (6)				
		総エクスポージャーの額 (ヘ)		
		日本銀行に対する預け金の額		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ')		
		日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ'))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 「連結貸借対照表における総資産の額」の項には、レバレッジ比率告示第二条ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を算入しない額を記載すること。
- b 「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第三条第三項の規定により、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額又は持株レバレッジ比率告示第三条第三項の規定により、持株レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額をいう。
- c 「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額(連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額又は持株レバレッジ比率告示第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により、持株レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額をいう。
- d 「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額(△)」の項には、レバレッジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- e レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示(レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下この様式において同じ。)第六条及び第七条又は旧持株計算告示(持株レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧持株計算告示をいう。以下この様式において同じ。)第六条及び第七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「連結貸借対照表における総資産の額

から控除される調整項目以外の資産の額(△)」の項には、旧計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額又は旧持株計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

- f 「Tier1 資本に係る調整項目の額(△)」の項には、レバレッジ比率告示第七条第四号及び第五号に掲げる額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第六条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

- a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる合計額をいう。
- b レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第二項第一号に掲げる合計額又は旧持株計算告示第七条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。
- c 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる合計額をいう。
- d レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアドオンの額」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第二項第二号に掲げる合計額又は旧持株計算告示第七条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。
- e レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第一項第二号に掲げる合計額(g の額を除く。)又は旧持株計算告示第七条第一項第二号に掲げる合計額(g の額を除く。)を記載すること。
- f 「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額又は持株レバレッジ比率告示第五条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。
- g レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 6 と項番 7 との間に「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額又は旧持株計算

告示第七条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。

- h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(△)」の項には、レバレッジ比率告示第八条第三項における、CVMpの額又は持株レバレッジ比率告示第七条第三項における、CVMpの額を記載すること。
- i レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(△)」の項には、旧計算告示第七条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額又は旧持株計算告示第七条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。
- j 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額(同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる合計額(同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)をいう。
- k レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、旧計算告示第七条第二項第三号に掲げる合計額(同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)又は旧持株計算告示第七条第二項第三号に掲げる合計額(同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)を記載すること。
- l 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(△)」の項には、レバレッジ比率告示第八条第八項の規定により、銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第八項の規定により、銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。
- m レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(△)」の項には、旧計算告示第七条第九項の規定により、銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額又は旧持株計算告示第七条第九項の規定により、銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを提供し

たクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

- a 「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。
- b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額又は持株レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、レバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。
- b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第十条第二項、第三項若しくは第四項又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項、第三項若しくは第四項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率

- a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。
- b 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率

- a レバレッジ比率告示第二条ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合であっても、この項全体を削除することができる。
- b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第四項又は持株レバレッジ比率告示第五条第四項の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。
- c (6) の全ての項につき、「前期末」、「前中間期末」及び「前四半期末」が令和二年六月三十日前と

なる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(7) その他

- a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表 1 及び表 2 に記載された番号をいう。
- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「－」を記載すること。

[別葉4]

(第一面)

(単位：百万円)

項番（国際様式（LR1）の該当番号）	項目	当期末	前期末
1	連結貸借対照表における総資産の額		
2	連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額（△）		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整（△）		
5	顧客資産のうち、連結貸借対照表上に計上されている金額（△）		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目		
7	キャッシュ・プーリング取引に係る調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8a	デリバティブ取引等に関する額		
8b	デリバティブ取引等に関連する資産の額（△）		
9	レポ取引等に関する調整額		
9a	レポ取引等に関する額		
9b	レポ取引等に関する額（△）		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
12	その他の調整項目		
12a	Tier1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
12b	支払承諾見返勘定の額（△）		
12c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺された額に相当する部分に限る。）		
12d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）		
12e	連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範		

		囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)		
13		総エクスポージャーの額		

(注)

- a 項番2「連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第三条第三項の規定又は持株レバレッジ比率告示第三条第三項の規定により連結の範囲に含めないものとした額を記載すること。
- b 項番3「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、レバレッジ比率告示第七条第五項の規定又は持株レバレッジ比率告示第六条第五項の規定により自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合において総エクスポージャーの額に算入することとなった額をいう。
- c 項番4「中央銀行預け金に係る除外による調整(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第六項の規定又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により総エクスポージャーの額に算入しないこととなった額をいう。
- d 項番6「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第三項の規定又は持株レバレッジ比率告示第六条第三項の規定により総エクスポージャーの額に算入する有価証券の売買に係る未収金の額が連結貸借対照表に計上された未収金の額を超過する場合は当該超過する額を加算項目として、不足する場合は当該不足する額を控除項目として記載すること。
- e 項番7「キャッシュ・プーリング取引に係る調整項目」には、レバレッジ比率告示第七条第四項又は持株レバレッジ比率告示第六条第四項の規定により総エクスポージャーの額に算入するキャッシュ・プーリング取引の額が連結貸借対照表に計上される当該額を超過する場合には当該超過額を加算項目として、不足する場合には当該不足額を控除項目として記載すること。
- f 項番8 a「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番13「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。
- g 項番8 b「デリバティブ取引等に関連する資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項第二号又は持株レバレッジ比率告示第六条第二項第二号に掲げる額をいう。
- h 項番9 a「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番18「レポ取引等に関する額」と一致すること。
- i 項番9 b「レポ取引等に関する額(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる額及び同条第二項第三号に掲げる額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第三号に掲げる額及び同条第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。
- j 項番10「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番22「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。
- k 項番11「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番5「Tier

- 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。
- l 項番 12 a 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第五号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番 6 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。
- m 項番 12 b 「支払承諾見返勘定の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項第一号又は持株レバレッジ比率告示第六条第二項第一号に掲げる額をいう。
- n 項番 12 c 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺された額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番 2 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺された額に相当する部分に限る。）」と一致すること。
- o 項番 12 d 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第二号に掲げる額をいい、第二面の項番 3 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。
- p 項番 12 e 「連結レバレッジ比率の範囲又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項及び第二項の規定又は持株レバレッジ比率告示第三条第一項及び第二項の規定により連結の範囲に含まれる子会社の資産の額をいう。
- q 項番 13 「総エクスポージャーの額」は、第二面の項番 24 「総エクスポージャーの額」と一致すること。
- r 「国際様式（LR1）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR1 に記載された番号をいう。
- s この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- t この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「－」を記載すること。

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番（国際 様式（LR2） の該当番 号）	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額（1）			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺された額に相当する部分に限る。）		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）		
4	レポ形式の取引により受領した証券の計上額（△）		
5	Tier1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）		
6	Tier1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）		
7	オン・バランス資産の額 （イ）		
デリバティブ取引等に関する額（2）			
8	デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に算入しないこととした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）		
11	クレジット・デリバティブその他これに類する取引のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブその他これに類する取引のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）		
13	デリバティブ取引等に関する額 （ロ）		
レポ取引等に関する額（3）			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）		
16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		

17	代理取引のエクスポージャーの額		
18	レポ取引等に関する額 (ハ)		
オフ・バランス等取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		
20	オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
22	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)			
23	資本の額 (ホ)		
24	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
25	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		
26	適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率		
27	適用する連結レバレッジ・バッファー比率又は持株レバレッジ・バッファー比率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (6)			
	総エクスポージャーの額 (ヘ)		
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーの額 (ヘ')		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ'))		
平均値の開示 (7)			
28	レポ取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 ((ト) + (チ))		
	レポ取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)		
	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値 (△)		

		(チ)		
29		レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る四半期末の値 ((ヌ) + (ル))		
	14	レポ取引等に関する資産の額に係る四半期末の値 (ヌ)		
	15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半期末の値 (△) (ル)		
30	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を総エクスポージャーの額に算入しない 場合) (ヲ)			
30a	総エクスポージャーの額 (レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を総エクスポージャーの額に算入する場 合) (ワ)			
31	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を総エクスポージャーの額に算入しない 場合) ((ホ) / (ヲ))			
31a	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を総エクスポージャーの額に算入する場 合) ((ホ) / (ワ))			

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 項番1「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、レバレッジ比率告示第七条第二項の規定又は持株レバレッジ比率告示第六条第二項の規定により算出した額をいう。
- b 項番2「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺された額に相当する部分に限る。）」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる額又は持株レバレッジ比率告示第六条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番12c「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺された額に相当する部分に限る。）」と一致すること。

- c 項番3「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる額又は持株レバレッジ比率第六条第一項第二号に掲げる額をいい、第一面の項番12d「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額(△)」と一致すること。
 - d 項番4「レポ形式の取引により受領した証券の計上額(△)」には、レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる額又は持株レバレッジ比率第六条第一項第三号に掲げる額を記載すること。
 - e 項番5「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第四号に掲げる額又は持株レバレッジ比率第六条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番11「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金)(△)」と一致すること。
 - f 項番6「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」とは、レバレッジ比率告示第七条第一項第五号に掲げる額又は持株レバレッジ比率第六条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番12a「Tier1資本に係る調整項目の額(貸倒引当金以外)(△)」と一致すること。
- (2) デリバティブ取引等に関する額
- a 項番8「デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額(RCが同条第三項第二号イに該当する場合にあっては、同号イただし書の規定により算入しないこととした額を含む。)又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる合計額(RCが同条第三項第二号イに該当する場合にあっては、同号イただし書の規定により算入しないこととした額を含む。)をいう。
 - b 項番9「デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額(PFEが同条第六項第二号イに該当する場合にあっては、同号イただし書の規定により算入しないこととした額を含む。)又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額(PFEが同条第六項第二号イに該当する場合にあっては、同号イただし書の規定により算入しないこととした額を含む。)をいう。
 - c 項番10「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に算入しないこととした中央清算機関向けエクスポージャーの額(△)」には、レバレッジ比率告示第八条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により算入しないこととした額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により算入しないこととした額の合計額を記載すること。
 - d 項番11「クレジット・デリバティブその他これに類する取引のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額(同条第八項及び第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額を控除する前の額)又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる合計額(同条第八項及び第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額を控除する前の額)をいう。
 - e 項番12「クレジット・デリバティブその他これに類する取引のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(△)」には、レバレッジ比率告示第八条第八項及び第九項の

規定により銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額から控除した額及び当該銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第八項及び第九項の規定により銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額から控除した額及び当該銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レボ取引等に関する額

- a 項番 14「レボ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。
- b 項番 15「レボ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額又は持株レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 項番 16「レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引等に関する額

- a 項番 19「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、レバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。
- b 項番 20「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、レバレッジ比率告示第十条第二項から第四項まで又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項から第四項までの規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率

- a 項番 23「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier 1 資本の額又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier 1 資本の額をいう。
- b 項番 25「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率」は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

- c 項番 25「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、レバレッジ比率告示第七条第六項の規定又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により日本銀行に対する預け金を総エクスポージャーの額に算入しないこととなった場合における第一面の項番 4「中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)」に記載の額を控除した額とする。
 - d 項番 26「適用する所要連結レバレッジ比率又は所要持株レバレッジ比率」には、三パーセント又は例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは金融庁長官が別に定める比率を記載すること。
 - e 項番 27「適用する連結レバレッジ・バッファー比率又は持株レバレッジ・バッファー比率」には、レバレッジ比率告示第二条の二の規定により銀行及びその子会社等が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等に対して適用する連結レバレッジ・バッファー比率又は持株レバレッジ比率告示第二条の二の規定により銀行持株会社及びその子会社等が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等に対して適用する持株レバレッジ・バッファー比率を記載すること。
- (6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率
- a レバレッジ比率告示第二条ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合であっても、この項全体を削除することができる。
 - b 「日本銀行に対する預け金」の項には、レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載すること。
- (7) 平均値の開示
- a 項番 28「レボ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
 - b 項番 28「レボ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値 (△)」には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額又は持株レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
 - c 項番 30 及び項番 30 a「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番 28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。
- (8) その他
- a 「国際様式 (LR2) の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表

された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR2 に記載された番号をいう。

- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「－」を記載すること。